**日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技**

**関東地区代表選手選考会実施基準**

第１条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技（旧インカレクラシック、以下インカレロング）関東地区代表選手選考会（以下セレクション）を公平且つ円滑に行い、地区代表選手を決定する為、その選考方法を定めたものである。

第２条 参加資格

１　参加資格者は、関東学生オリエンテーリング連盟の各加盟員であり、日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス部門大会の参加資格を有する者がセレクションへの参加資格を有する。ただし、年齢は当該年度４月１日現在２８歳未満でなければならない。

２　新規加入予定者については、前項の規定にかかわらず、参加する事ができる。但し、６月３０日までに登録を完了しなかった場合には参加資格はなかったものとみなす。

第３条 主管

１　主管は関東学連幹事長が委託する「ロングセレ実行委員会」とする。

２　ロングセレ実行委員会は毎年独自に組織され、セレの運営のみをその任務とする委員会とする。

３　ロングセレは外部団体への開催委託も可能とする。その場合は、委託先団体と打ち合わせの上、実行委員会の在り方を別途検討するものとする。

第４条 開催日程

開催日程は幹事会が当年度４月までの総会に提案し、承認を得なければならない。なお、開催時期は５月～８月とする。

第５条 開催場所

開催場所は当年度４月までに幹事会が総会に提案し、承認を得なければならない。なお、諸般の事情により事前に発表できない場合には総会の承認をえれば発表は必要ないものとする。

第６条 セレクション免除者

１　前年度インカレロング男女選手権クラス入賞者でその年度のセレクション参加資格を有する者のうち、当該年度インカレロングへの出場の意思のある者は、セレクションが免除され、当該年度インカレロング選手権クラスの関東地区代表選手としてそのまま認定される。この免除者は、関東に与えられる地区学連枠とは別個に選抜される者なので、第７条１項に定められる関東の地区学連枠が減少することはない。

２　幹事長はセレクションの行われる２ヶ月前の総会までに第１項に該当する者全員に当該年度インカレロングへの出場の意志の有無を確認しなければならない。

３　セレクション免除者は原則としてセレクションの運営に関わるものとする。但し、以下の理由によってやむをえず欠席する場合には、幹事長に申請し、許可を得なければならない。

① 大学の正課によるもの（実習等）

② 病気・怪我・忌引

③ その他、幹事長が特別に認めるもの

４　幹事長は前項の許可を与えるにあたっては、予めセレクション免除者と協議するものとする。

５　手続きを行わず不正に運営に関わらない者に対しては、本連盟は当該年度インカレロングの関東地区代表選手として認定しないこともある。

第７条 選考方法

１　関東学連から選考する枠（地区学連枠）は、レースにより決定する枠と、別途定める推薦立候補により選考される枠、または繰り上げによる枠に大別される。

２　選考は１回のセレクションレース及び推薦立候補者に対する推薦会議による議決によって行い、推薦会議によって決定する枠となる、男女共当学連に与えられた地区学連枠の１／１０を除いた数を、セレクションによって選考・決定する。なお推薦枠数については、小数点以下は切り捨てとする。ただし、決定すべき代表者枠が１０名以下の場合は推薦立候補による通過枠を１つ用意し、それを除く枠数をセレクションで決定する。

第８条 セレクション

１　セレクションは男女各１コースで行う。人数の関係等、１コースで行う事が不可能な場合は、バタフライコースとすることによって複数のレーンで１つのコースとみなす事が出来るものとする。バタフライコースとはウイニングの半分程度のコース（例えばＡ，Ｂ）を２コース、リレーのようにスタートゴールが同じ位置で作成し、Ａ→Ｂの順で走るコースとＢ→Ａの順で走るコースを作ったものである。これにより、その場合の公平性は保たれるものとし、順位決定は全てのレーンを統合した形で行う。

２　バタフライコースでの選考とする場合、参加申込終了後運営者が公平な抽選を行い、参加者を複数のコースに割り振るものとする。各コースの学校毎の人数は可能な限り均等に割り振らなければならない。各コースの同スタート時刻の選手は、運営者による公平な抽選により割り振られる。コースの割り振りはレース前には非公開とし、レーンの割り振りのみが公開される。

３　レースの結果、決定すべき人数と同順位の者が複数人でた場合は、当該順位の者全員を通過者とし、これによって増加した人数を第９条で規定する「推薦立候補」の枠から減ずる。

４　前項の規定で増加した人数が第９条の規定する人数を超えた場合は、決定すべき人数と同順位の者のうちから関東学連総会にて選考を行う。この場合の手続きは第９条に定める推薦に準じる。

５　シード選手を設けるか否かは、実行委員会の裁量事項とする。ただし、シード選手を設定する際は公平性に十分に注意しなければならない。

第９条 推薦立候補

１　レースで決定していない代表選手枠は男女とも、推薦立候補と、立候補者に対する関東学連総会の判断によって決定する。

２　第８条４項を適用することになった場合を除き、幹事長はセレクション終了後、ただちに推薦立候補の案内を周知しなければならない。その際、セレクションの成績表も併せて周知する。立候補の受け付けは、推薦立候補の案内の周知から５日以内の、幹事会が相当と定める日時を締切とする。

３　推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、レースで決定していない代表選手枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。

４　推薦立候補者は、推薦立候補の案内と同時に用意される立候補書類に必要事項を記入の上、関東学連幹事長に締切日時までに提出する。幹事会はそれを受けると、ただちに連盟員を通して関東の加盟員各位に、提出された立候補書類を周知しなければならない。

５　推薦立候補に対する関東学連総会による判断の詳細については、別途「ミドルセレ推薦基準」の規約に定める。

第１０条 リザーブテレイン

１　セレクションで使用するテレインはセレクションまでの期間関東学連加盟員の立ち入りを禁止する事ができる。リザーブテレインの指定は関東学連幹事会が行い、総会の承認を得なければならない。リザーブの開始時期は総会の承認以降とする。但し、総会の承認以前に使用申請のあった練習会、大会、合宿についてはリザーブの期間内であっても関東学連加盟員の使用を認める。

２　関東学連幹事会がリザーブテレインの提案を関東の加盟員各位に行う場合、関東学連幹事会は提案されたテレインの告知・公表をもって関東学連加盟員のそれらテレインへの立ち入りを禁止することができる。なお、提案されたが総会の承認を得られなかったテレインのリザーブ解除は、総会の議決と時を同じくする。

第１１条 選考結果の学連広報誌上での発表

全ての選考の結果及び推薦通過をめぐる関東学連総会での協議内容は、事後の学連活動報告にて発表しなければならない。

第１２条 認定

幹事長は代表選手決定後、速やかに代表選手の確定情報を周知しなければならない。ただし学校枠・推薦立候補による繰り上がり通過等の認定は、すべての結果の確定後に通知する。

第１３条 辞退

代表選手は何らかの事情により代表選手を辞退する場合、その旨を幹事長に届け出なければならない。

第１４条 欠員補充

１　代表選手に辞退等により欠員が生じた場合、第９条３項に準じて繰り上げ通過を行う。代表選手の認定作業において誤りがあった場合、幹事会はその発覚までになされた手続き・発表等の如何に関わらず、この規約およびセレクションレースの結果のみに基づいて対処しなければならない。但し、インカレの選手登録名簿変更の期限以降に発生した欠員については、原則として辞退者による繰り上げ通過は行わない。

２　幹事長はセレクション終了後、速やかに欠員補充のための繰り上げ優先順位表を作成し、加盟員に公表しなければならない。

３　代表選手の繰り上げ認定を行った場合、幹事長は繰り上げ認定について速やかに加盟員に公表しなくてはならない。ただし、緊急の場合はこの限りではないものとする。

第１５条 特記事項

この基準により対処できない事態の生じた時は、幹事会がこれに対応する。

第１６条 改正

本基準の改正は総会において全加盟校の過半数の賛成を必要とする。

第１７条 施行

本基準は平成２年４月１日より執行される。

平成 ４年 ２月１５日改正

平成 ５年１１月 １日改正

平成 ７年 ９月１６日改正

平成１０年 ４月 １日改正

平成１２年 ４月 １日改正

平成１３年 ７月１４日改正

平成１３年１２月 ８日改正

平成１４年 ４月２０日改正

平成１５年１２月２０日改正

平成１６年 ２月１９日改正

平成２１年 ３月１９日改正

平成２２年 ３月１５日改正

平成２４年１２月 １日改正